

第5回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年5月25日(金) 午後2時00分から午後2時45分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
 - 1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文
 - 4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明
 - 7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 9番 矢頭 恵造
 - 10番 山崎 公江 11番 米山 義一 12番 小俣 民男
 - 13番 和田 廣行 14番 佐藤 孝義
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対して許可を求める件
議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による競・公売適格証明の件
 - 日程第4 報告第5号 転用確認証明交付に対する報告
 - 日程第5 その他
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸
- 7 会議の概要
事務局 それでは、ただ今より始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。皆様、ご起立をお願いします。
礼。ご着席ください。
ただ今より平成30年第5回農業委員会委員総会を開催致します。
会長あいさつ、志村会長お願い致します。

会 長 今年は例年よりも少し早く陽気が進んだようではありますが、農作物のサイクルも忙しくなりまして、田んぼとか畑とか何かと手のかかる農繁期になりました。農業というものは暑い中で行うものでありますから決して楽ではありません。そういう中で過疎化、少子高齢化の条件におきながら、私たちは健康に気を付けながら作業しなければならないと思います。

平成30年第5回目の大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、公私ともにお忙しい中をご参集頂きまして誠にありがとうございます。本日はまた農地最適化推進委員の皆様方にも出席を頂きまして、後ほど合同研修会を行いますので、よろしくお願いを致します。

さて、本日の案件は3条が1件、5条が5件で競・公売適格証明が2件と合計8件ございます。この会がスムーズに行われますように皆様にお願いを申し上げまして、私の挨拶と致します。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会 長 本日は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出ですが、大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いしたいと思います。

議 長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

総会を開始するにあたりまして、委員の皆様にお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願いを致します。

なお、本日は本会議終了後農地利用最適化推進委員の皆様と合同の研修会を予定しております。大変恐縮でございますが、最適化推進委員の皆様には会議終了までの間、傍聴をお願いします。

議事の円滑な進行に重ねてご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、9番矢頭恵造委員、10番山崎公江委員を指名致します。

日程第2 会期の決定

議長 続きます、日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。
議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明致します。
議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請は1件です。
2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。
申請地は、●●●です。地目は田で現況も田です。面積は●●●㎡です。
譲渡人は○○○、譲受人は○○○です。
申請地は、●●●の南東に位置し、農振農用地内です。
申請理由は、農業経営の拡大です。譲渡人より農地を買い入れ、水稻栽培をする計画であります。

現地調査では、3ページの写真のとおり、既に耕作を始めておりまして、現在、田植えもされ、耕作中の農地でした。

ここで、申請者の○○○についてですけれども、4ページの写真にあるとおり、所有面積が●●●㎡の農地を所有しておりまして、現在●●●㎡を耕作をしているという状況で、今回の申請地を合わせると●●●㎡を耕作するという事で、農業者の資格を有していると思われま

以上、ご審議をお願いします。

議長 続きます、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

13番、和田廣行委員お願い致します。

和田委員 では、説明致します。
16日の日に会長と事務局、私で現地調査致した。事務局の方から説明がありましたように、耕作並びに4ページの写真で、いつでも耕作できる状態になっておりまして、なんら問題はないと思いますので、ご

審議をお願い致します。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、
質疑のある方は挙手を願います。

葛木委員 今、現在田んぼを作っているようなんですけど、これはどういうことですか。誰が作っているのですか。

和田委員 今回、出ました筆は申請人の〇〇〇が作っています。

葛木委員 ということは、今の段階では違反ではないですか。

その場合、何か必要な書類ってないですか。

事務局 ちょうど〇〇〇の家はすぐ上の家になるんですけど、既に借りて始めているってことで、ちょっとフライングの部分もあるかと思えますけど、追認というような形で、県に出す4条、5条の場合は追認ということがあるんですけど、3条では今まで追認というのはなかなかないんですけど、既に借りて始めてはいるってことなんですね。

葛木委員 そうなった場合、なにか賃貸の許可を必要としなくても作っている。多分、想像では去年も作ってあるんじゃないかと思うんです。それも、多分、金森さんが作ってるんじゃないかと思うんです。その辺のフライングとさっきおっしゃっていましたが、そのフライングもどの程度まで許されるのか。

議 長 どうですか、事務局の方で今の問いに対しましては。

事務局 本来でしたら、フライングは許されないですけども、この〇〇〇ですけど、所有者とは親戚の関係にもありまして、相続したのが姉妹で耕作ができない状況で、そのまま荒らしておいてご近所から苦情が出たということもあり、耕作をしていたようです。

しかし、そのままではいけないということで、正式に譲渡して、ちゃんとした手続きを得た上でということですけども、既に耕作をしていること自体はご免行為かもしれませんが、そこはご寛大なるご処置をもって、御議決頂けたらと思います。

葛木委員 一筆そういうものは必要ないですか。ザル法になっちゃうんじゃないですか。

事務局 そこは、ここで委員さん方の判断を頂いて、一筆取れということでした

ら、当然一筆取りますし、寛大な処置でいいでしょうというご判断を頂ければ、いずれにしても本日の会議の結果を受けて事務局としては対応したいと思います。

葛木委員　　私のところでもあるかと思うんですけど、その辺のところは、ある程度ここで決めて、追認の始末書というか何か一筆は必要なような気がします。

山田委員　　葛木委員のおっしゃってることも分かるんですけど、過去においてこのような事例があったのか、なかったのか。恐らくそういう事例はあったのではないかと私は想像しているんですけど、今後こういう土地っていうのは多々見受けられるんで、今後の扱いにも相当影響しますし、過去をちょっと教えて頂いて、それらを踏まえて、皆さんの総意で決めればいいと思うんですが、その辺ちょっと情報としてあったら、お知らせ頂きたいなど。

事務局　　過去は既に進んでいて、それを正しくするっていうことで、中では委員さんが入って、このままじゃ困るからちゃんとしてくださいということをして、通したという例は過去あったかと思います。その時、始末書というのは記憶にないです。恐らくそのままやっとくよりもちゃんと処理をした方がいいでしょうってことで始末書までは出してなかったと記憶してます。

葛木委員　　私もそう思ってますけど、今回、たまたま写真が付いているから、もう耕作しているってことが明らかなもんで、その辺の兼ね合いでどんなもんかなと、ここに証拠があるんだから。前は見て、その担当の委員さんがこれでOKですよ、分からないわけですよ。耕作してない時にやっても、分からないですし。

事務局　　実は昨年も●●で写真も耕作している土地が出てきております。その時には特にご異議は頂きませんでした。当然、始末書もございませんでした。

議長　　他にどなたか、天野委員いかがですか。

天野委員　　一農業委員としてみて、農業全体の衰退ではなく、放棄地も解消できるし、農業の発展に繋がるようなこういう件は、農業委員として判定できる範囲に自分はあると思うので、良い方に進むんだったら始末書とかそういうものは、今後増えるにしても、なんか大月は厳しいぞってことになると、貸し借りも簡単にできないような、ちょっと内緒にしていればうまく回っている部分は結構あると思うんで、見て見ぬふりをするではないんですが、

そういうのも大事かなと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。

蔦木委員 じゃあ、発言を取り消します。今の天野委員に賛成です。

佐藤委員 よその市はどういう手続き、よそでもこういう問題はたくさんあると思うんですけど、どういうふう処理しているのか。

議 長 今いった3条の場合の件ですから、僕らにすればプラス側の違反ですよ。その辺でみてみないと、さっき天野委員がおっしゃったようなところであったのかな。

佐藤委員 そういう問題が出た時にどういうふう処置しているか事務局としては。

事務局 他の市町村のことはちょっとあまり聞かないですけども、今回は蔦木委員さんのおっしゃられたことも確かですし、天野委員さんのおっしゃられたことも、いい方向に向かうということではいいかなと思っていますので、後行う研修会にも係るところもちょっとあるので、その時にもご意見頂ければと思っています。

議 長 それでは、蔦木委員からこの発言は取り消すということでありますから、他にご意見がありましたらお願いしたいと思います。

なければ採決を致します。採決でよろしいですか。

それでは、この件につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可と致します。

議 長 続きまして、議案第12号、農地法第5条第1項の規定によります許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい。それでは申請番号2について、説明します。

7ページの地図と 8ページの写真を合わせてご覧頂きたいと思います。

申請地は、●●●。地目は畑で現況も畑です。面積は●●●㎡です。

貸人は○○○、借人は○○○です。

申請地は、●●●号沿いに位置する第2種農地で、農振農用地外です。

転用理由は、太陽光発電施設の建設です。借人である○○○は、○○○

にある業者で、貸人より地上権を設定し、太陽光発電施設を建設し、49.

5kwを発電する計画を立てました。8ページの写真のような、現況ちょ

っと雑草が大分生えている状態ですけども、ここに整地をして太陽光発電を作りたいという計画です。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続きます、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

3番、山田政文委員お願い致します。

山田委員 現地の方、4月17日に立ち合いました、本来なら4月の農業委員会に上程する予定だったんですけど、事情があって今月になったということです。

今回、一か所なんですけど、図面にあります隣接東側ですね。ここも当初は予定になっていたんですけど、今後またこれも出てくるのかなと思えますけども。現地は今、事務局で説明したように、現状盛土をしたところが草ぼうぼうになっているような状況です。

国道から隣接しておりまして、場所は具体的には下畑入口の西側の方ですね。特に隣接との問題もありませんので、よろしいかなと思ってますけど、皆様よろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

はい、質疑がないようでございますので、賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可相当と決定致します。

議長 次に、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号2について、説明します。

9ページの地図と10ページの写真を合わせてご覧頂きたいと思います。

申請地は、●●●、地目は田です。面積は●●●㎡です。

貸人は○○○、借人は○○○です。

申請地は、●●●の北東に位置する第2種農地で、農振農用地外です。

申請理由は、倉庫の建設です。貸人から農地を使用貸借で借り入れ、個

人用倉庫を建てるという計画ですが、写真のように既に倉庫は建てられており追認による申請となりますので、始末書を読みたいと思います。

〇〇〇の方から始末書が出ております。

(読み上げ)

ということで始末書が出ております。

隣接耕作者の同意も得ており、問題の指摘も県の方からもありませんでした。以上、ご審議をお願いします。

議長 続きますので、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

6番天野千明委員お願い致します。

天野委員 それではよろしくをお願いします。

16日の日に会長、事務局と一緒に初めて回ることができまして、現地を見てまいりました。事務局の方から報告があったとおり、このお宅に前回も一度伺ってるんですけど、その時にやってもらえたらなあっていう気持ちはあったんですが、この建物の東側は、ほとんど田んぼとか準備してしっかり作付けの用意がしてありまして、さっき報告がありましたとおり、隣接する土地の方の同意書がありますので、何ら問題はないと思います。どうぞよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

それでは、質疑がないようですから採決致します。賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

次に申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい。

11ページの地図と12ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、●●●、地目は畑で現況も畑です。面積は●●●㎡です。

貸人は、○○○、借人は○○○です。

申請地は、●●●に位置する第3種農地で、農振農用地外です。

転用理由は、個人住宅の建設です。借人である○○○は、○に当たります○○○から使用貸借で土地を借り入れ、個人住宅を建設する計画です。

現地調査を行いました。周囲は宅地になっておりまして、そこだけが農地ってような形です。事業実現に足りる資金の融通もできており問題の指摘は特にありませんでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

4番佐藤総明委員お願い致します。

佐藤委員 5月の16日に事務局と会長、私4名で調査致しました。

●●の住宅街の真ん中にある農地でございまして、こんなところに農地があったのかという状況で、ジャガイモが栽培されておりました。提出書類も整備されておりました。問題ないと思いますけど、ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしの声がありますので、採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に、申請番号4及び5につきましては、関連がございますので、一括上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号4番・5番、6ページになります。13ページの地図と14ページの写真を合わせてご覧頂きたいと思っております。

申請地は、●●●、地目は畑で現況も畑です。面積は●●●㎡です。

貸人は○○○、借人は○○○です。

同じく申請番号5番ですけども、申請地は、●●●、地目は畑で現況は畑です。面積は●●●㎡です。

貸人は○○○、借人は同じく○○○です。

申請地は、●●●の東約1.2kmに位置する第2種農地です。地図をご覧頂ければ分かりますが、●●●向うです。その西約●●mに位置しております。

周囲の状況は、西面は雑種地、南北面は道路、東面は農地になっています。

転用目的は、資材置場です。

申請理由につきましては、借人は市内にある○○○業者で、○○○に○○を保管する計画を立てました。

計画では、貸人から賃貸借で土地を借り入れ、○○約3500㎡、およそ2,800tを保管することとしています。

現地調査を行いました。事業実現に足る資金の裏付け等の問題はありませんでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続きます。地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

14番佐藤孝義委員お願い致します。

佐藤委員 先週、水曜日に事務局と会長、私の4名で現地調査を行いました。

今、○○に大きな○○○の工場があります。

その西側ですね、○○m程に当地がございまして、昔は私が聞いた話ですが、田んぼを作っていたそうです。それが数年前●●工事の横穴をちょうどあの部分に掘りまして、その土砂の搬出をその地域で西に向けて行いまして、綺麗に道路も2面入っておりますし、片方の持ち主は実際この土地が私の土地だったかも、この埋立の件で初めて分かったそうでございます。

今は平らになって、○○を置く場所として利用するそうです。大きな問題等はないと思いますが、慎重な審議をお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。
ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手をお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。
他にはどなたか、ご質問ございますか。
この件に関しましては、質問がなければ採決を致しますが、賛成の方は挙手をお願い致します。
はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による競・公売買受適格証明の件を上程致します。
事務局に申請番号1について説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号、申請番号1について、説明します。
場所は、16ページの位置図と17ページの写真をご覧ください。
この場所については、昨年9～10月にかけて買受適格証明が出された土地であります。競売が成立しませんでしたので、ここで再競売に出されている物件です。
申請番号1、申請地は、●●●、地目は畑で現況も畑です。面積は●●●m²です。
申請者は○○○、申請理由は、宅地の分譲です。
申請地は、●●●の先にあります。
計画では、7月の競売、これ7月に競売があるんですけど、競売に参加し、落札後に宅地に転用する計画です。この業者は、昨年9月の競売にも参加して、その時は競売の適格証明の許可を得ている業者です。今回も同様な計画であります。
以上、ご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。
これは、私が担当しております。
事務局の説明のとおり、2回目の競売になります。申請地は、現在も耕作しており、先ほどの17ページ参照ですが、昨年の9月にも申請があ

り、適格証明を出しております。特に問題はないかと思いますが、この業者は3区画に分けて計画する予定のようでございます。二度目ということですので、説明はこれくらいですが以上でございます。

議長 長 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。
ございませんか。

【異議なしの声】

質疑がないようでございますから採決致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 長 次に申請番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2ですけれども、場所は今の場所と同じ場所になります。ですので、地図と写真も同じ場所になります。

申請者は、〇〇〇です。

申請理由は、資材置場への転用です。

計画では、同じ競売に参加し、落札後に資材置場に転用する計画です。

申請者は、昨年8月に記憶にあるかと思いますが、●●の農地に太陽光発電を設置した業者です。今回についても申請書類等に問題はないと思われませんが、ご審議をお願いします。

議長 長 続きまして、地区担当委員の説明ですが、これもいずれも私です。

これは、先ほどの説明のとおり現地ではありますが、資材置場ということで、計画書が出ておりますので、特別これ以上の問題はないと思いがよろしくお願い致します。

議長 長 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手をお願い致します。
よろしいですか。

【異議なしの声】

では、採決を致しますので、賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第4 報告事項

議 長 続きます、日程第4、報告第5号、転用確認証明交付に対する報告を上程致します。事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、報告致します。18ページです。

平成30年4月11日から5月10日までの転用確認証明は4件ありました

番号1、●●●、申請者は○○○、個人住宅の建設です。

番号2につきましては、●●●、申請者は○○○、こちらも個人住宅の建設です。

番号3は、●●●、申請者は○○○、これは植林への転用です。

番号4につきましては、●●●、○○○、こちらも植林への申請です。

19ページの写真のとおり、それぞれ確認を致しまして、証明書を発行しております。

以上、報告致します。

議 長 ただ今の報告につきまして、質疑がございますか。

【異議なしの声】

日程第5 その他

議 長 ないようですから、日程第5のその他を議題と致します。事務局から何かございますか。

議 長 それでは、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第5回の大月市農業委員会総会を閉会致します。

なお、この後、合同研修会がございますので、ご協力よろしくお願い致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成30年5月25日